

# 船橋市地方卸売市場の品質管理に関する要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、船橋市地方卸売市場において、卸売業者及び仲卸業者の取扱物品の品質管理を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

(卸売業者が実施すべき品質管理)

**第 2 条** 卸売業者は、施設及び取扱品目ごとの品質管理の責任者を定め、卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 卸売業者は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)以下同じ。)その他関係法令を遵守の上、業務に係る物品の品質管理を行うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 卸売場においては、物品の鮮度や外観及び容器の破損の有無並びに衛生状態を常に確認すること。

(2) 温度管理機能を有する施設は、適切な温度管理を行うこと。

(3) 温度管理機能を有しない卸売場等においては、品質管理を徹底すること。

(4) 冷蔵庫内に保管する物品の温度管理及び品質管理を徹底すること。

(5) 市場外に保管施設を有している場合は、第 1 号から第 4 号と同様の対応を行うこと。

(仲卸業者が実施すべき品質管理)

**第 3 条** 仲卸業者は、使用する施設ごとに品質管理の責任者を定め、仲卸店舗の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 仲卸業者は、食品衛生法その他関係法令を遵守の上、業務に係る物品の品質管理を行うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 仲卸店舗においては、物品の鮮度や外観及び容器の破損の有無並びに衛生状態を常に確認すること。

(2) 仲卸店舗施設及び機械器具類等を清潔に保ち、衛生の保持を図ること。

(3) 冷蔵庫内に保管する物品の温度管理及び品質管理を徹底すること。

(4) 市場外に保管施設を有している場合は、第 1 号から第 3 号と同様の対応を行うこと。

(市場内の搬送車両)

**第 4 条** 卸売業者、仲卸業者、関連事業者、その他市場内のみで稼働する搬送車両を有する者は、電気を動力とする搬送車両等の利用に努めるものとする。

(その他)

**第 5 条** 市長は、卸売業者及び仲卸業者とともに品質管理に努めるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。